プレス発表

揮発油規格に違反する燃料を販売する事業者に係る公表について

平成１６年２月２５日
経　済　産　業　省
資源エネルギー庁
関東経済産業局

経済産業省は、下記の事業者に対し、同事業者が揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）第１３条の規定に違反していたことから、法第１７条の２第１項に基づき、揮発油規格に適合しない燃料の販売を停止し、その旨を報告するよう平成１６年２月１６日付けをもって指示を行ったところ、同指示に従わなかったため、法第１７条の２第２項に基づき公表することとしました。

なお、法第１３条は、安全、環境等の観点から、揮発油販売業者が「揮発油規格」に適合しないものを販売することを禁止するものです。

法及び揮発油規格は、いわゆる「高濃度アルコール含有燃料」（ガソリンにアルコール類やエーテル類を大量に混ぜた燃料）の安全上の問題が指摘されたことを受け、平成１５年８月２８日に改正されました（別紙参照）。

以降、当省では揮発油規格に適合しない燃料を販売している事業者に対して、そうした燃料を販売しないように指導等を行ってきております。

規格に適合しない燃料を使用した場合、自動車の燃料系統部品を腐食・劣化させ、故障や事故につながる可能性があります。また、大気汚染の原因となる窒素酸化物（NOx）を増加させる傾向も確認されています。自動車には、備え付けの取扱説明書等で指定されている燃料（無鉛プレミアムガソリン、無鉛ガソリン等）をご使用ください。

記

1. ⑴事　業　者　名　　有限会社エスケーロード
   ⑵代　表　者　名　　竹川　輝雄
   ⑶給油所所在地　　埼玉県さいたま市北区土呂町 1丁目 62番地 13

2. ⑴事　業　者　名　　有限会社オーテックツカダ
   ⑵代　表　者　名　　塚田　晴良
   ⑶給油所所在地　　長野県長野市大字大豆島 6120番地 1

3. ⑴事　業　者　名　　株式会社ムラタ
   ⑵代　表　者　名　　村田　茂次
   ⑶給油所所在地　　静岡県榛原郡榛原町細江 2926

【本件に関するお問い合わせ先】
経済産業省　資源エネルギー庁　資源・燃料部　石油流通課
担当：西脇、畑田
電話：代表 03-3501-1511(内線 4661)、直通 03-3501-1320

関東経済産業局　資源エネルギー部　石油課
担当：川畑、黒田
電話：直通 048-600-0365

別紙

揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正について

１．法について

法の目的は「国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油（ガソリン）、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もつて消費者の利益の保護に資すること」（同法第一条）である。

これに基づき、法は、揮発油、軽油及び灯油の品質に関する強制規格の設定、強制規格に適合しない揮発油等の販売規制等、品質の確保に必要な措置を定めている。

２．高濃度アルコール含有燃料の使用による火災事故の発生

ところが、平成 11 年来、アルコールを高濃度で揮発油と混合させた自動車用燃料（「高濃度アルコール含有燃料」（全体の 50%以上をアルコール分等が占める）の販売開始に伴い、車両火災が頻発。

平成 13 年 9 月に発足した「高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会」において検証・審議した結果、平成 14 年 10 月、高濃度アルコール含有燃料は、自動車の燃料系統を腐食させ、車両火災の元となる等、安全上問題があることが確認された。これを受けて開催された総合エネルギー調査会燃料政策小委員会において、混合燃料に関する法規制の必要性について述べた中間報告がとりまとめられた。

３．法律改正による対応

以上のような高濃度アルコール含有燃料の自動車安全上の問題を受けて、今次通常国会において法改正を行い、高濃度アルコール含有燃料のようなガソリンとその他の物との混合燃料も法による安全・品質規制の対象とした（平成15年5月28日公布）。

４．審議会における許容値の検討結果

改正法に基づくガソリンに混合されるアルコール等含酸素化合物の混合許容値を定めるため、燃料政策小委員会において審議を行ってきた結果、我が国における既存の自動車の安全を前提としたガソリンへのアルコール等混合許容値は「エタノールは混合率３％まで、含酸素化合物は含酸素率１．３％まで」との結論がとりまとめられた。

これを受け、法におけるガソリンの強制規格に上記規格を追加し、高濃度アルコール含有燃料のような、自動車安全上問題のある燃料の販売規制を実施していく（平成15年8月28日より施行）